

砥部町文化会館友の会会則

(名称)

第1条 本会は「砥部町文化会館友の会」(以下「友の会」と呼ぶ)と称する。

(目的)

第2条 友の会は、砥部町文化会館の事業運営に協力・支援し、また友の会自らも文化事業の企画・運営を行い、砥部町文化会館の有効な利用を図り、砥部町を中心とする地域文化の振興に努めることを目的とする。

(所在地)

第3条 友の会の事務局は砥部町文化会館内に置く。

(事業)

第4条 友の会は、その目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 砥部町文化会館の事業運営の支援
- (2) 友の会事業の企画立案・主催
- (3) 友の会の目的に賛同する者の文化的組織づくり
- (4) 会員どうしの情報の交換及び提供
- (5) 関係機関・団体との連携
- (6) その他、前項目的にかなう活動

(組織)

第5条 友の会はその活動目的に賛同する個人会員・賛助会員をもって組織する

第6条 友の会に次の運営委員・役員・事務局員を置く

(1) 運営委員

砥部町文化会館館長を含む 20 名程度

(2) 役員

- 1) 会長 (1名)
- 2) 副会長 (2名)
- 3) 会計監査 (2名)
- 4) 事務局長 (1名 砥部町文化会館館長が担当)

※ 顧問を若干名設ける

※ 役員任期は1年とするが再任は妨げない。

※ 欠員補充役員任期は前任者の残任期間とする。

2 事務局は砥部町文化会館職員で構成し、事務局員とする。

(運営委員及び役員を選任)

第7条 運営委員は、砥部町文化会館の推薦により選任する。

2 役員は、運営委員の互選により選任する。

(運営委員及び役員の仕事)

第8条 運営委員及び役員の仕事は次の通りとする。

- (1) 運営委員は友の会事業の推進及び役員を選任を行う。
- (2) 会長は友の会を代表し、会務を総理する。
- (3) 副会長は会長の補佐をし、会長に事故あるときには会長を代理する。

(4) 会計監査は会計を監査し、総会にて報告する。

(5) 顧問は友の会活動への助言・指導を行う。

(事務局の任務)

第9条 事務局は友の会会員相互の連絡調整・案内等の事務処理を行う。

(会議)

第10条 総会は、年2回を原則とし、必要に応じて臨時総会を行う。

2 運営委員会は、年4回程度を原則とし、事業計画や運営に関する決議を行う。

3 会議は会長が召集する。

4 会議の議長は会長が務める。ただし、会長が必要と認めたときには副会長・運営委員に委任することができる。

(決議)

第11条 決議は、出席者の過半数の賛成を持って成立する。ただし、委任状を含む。

(会議付議事項)

第12条 総会及び運営委員会に付議すべき事項は、次の通りとする。

(1) 会則の制定・改正

(2) 事業の年度計画

(3) 運営に関する事項

(4) 予算に関する事項

(5) その他の事項

(会費)

第13条 友の会の会費は次の通りとする。

(1) 個人会員 年額 一口 1,000円

(2) 賛助会員 年額 一口 5,000円 (賛助会員は法人・団体を対象とする)

(経費)

第14条 友の会の運営に関する経費は、次の収入で賄う。

(1) 会費

(2) 事業収入

(3) 寄付金

(4) その他の収入

(会計年度)

第15条 友の会の会計は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日で終わる。

※ ただし、会費は平成20年度より発生するものとし、19年度内は徴収しない。

(入会及び退会)

第16条 友の会に入会するときには、所定の入会申込書にその年度の会費を添えて届け出るものとする。

2 友の会を退会しようとするものは、所定の退会届出書により届け出るものとする。

ただし、その年度の納付済み会費は返却しない。

付則

この会則は、平成19年12月23日から施行する。